

本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申案）

当審査会は、令和5年4月20日に市長から本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書について諮問を受け、これまで2回の審査を行った。

本事業は、「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）に基づく都市再生緊急整備地域及び指定都市再生緊急整備地域に指定されたエリアに位置し、広域型商店街として多くの市民や来訪者等によりにぎわいが形成されている広島本通商店街において、その一部区間を再整備し、既存の狭小な建物を大規模建築物に建て替えようとするものである。

本事業の特性及び地域特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う周辺環境への影響が可能な限り回避・低減されたものとなるよう、以下のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

1 全体的事項

- (1) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、単に調査・予測及び評価の結果を記載するだけでなく、環境基準等を併記するなど、市民にわかりやすい内容とすること。
- (2) 本事業を進めるに当たっては、住民等に対し十分な説明を行うとともに、住民等の疑問や意見を積極的に聴取し、誠意をもって対応すること。

2 事業計画

- (1) 事業実施予定区域は、都市再生緊急整備地域及び指定都市再生緊急整備地域に指定されたエリアに位置しており、周辺では他の開発事業も計画されていることから、広島市のまちづくりの方針等を踏まえた上で、これらの事業の工事及び供用に係る複合的な影響についても可能な範囲で考慮し、環境影響評価を行うこと。
- (2) 事業実施予定区域は、多くの歩行者の往来がある地区に位置していることから、工事用車両や施設関係車両の動線等について関係機関と十分協議し、適切な交通計画となるよう配慮すること。
- (3) 工事用資機材の搬出入等において、重量車両の通行により振動が発生しないような工事計画とすること。

- (4) 工事の実施に当たっては、文化財に係る対応について工事関係者間で共有するとともに、文化財として指定することのできる可能性があるものが発見された場合には、関係機関と協議した上で、適切に対応すること。

3 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法

(1) 騒音・振動

- ア 建設機械の稼働については、山留め壁の構築も含め、建設作業騒音・振動による影響が最大となる時期において、適切に予測・評価を行うこと。
- イ 施設の供用時の騒音について、設備機器等の配置を考慮した上で、必要に応じて、点音源だけでなく線音源での予測・評価を行うこと。
- ウ 騒音の影響範囲については、高層部で発生した音が下層に伝搬する性質を踏まえ、100メートル以遠の部分についても、適切に予測・評価を行うこと。
- エ 多重反射については、事業実施予定区域がデルタ地帯であるという岩盤の性質を考慮した上で、必要に応じて、予測・評価を行うこと。

(2) 土壌汚染

- 工事の実施に係る影響の予測・評価については、土壌汚染によるリスクを適切に把握する観点から、工事着手前の時期に行うこと。

(3) 風害

- 建築物の存在に伴う風害については、事業実施予定区域周辺の建築物を十分に考慮した上で、適切に予測・評価を行うこと。

(4) 反射光等

- ア 建築物の外装については、反射光が発生しないように十分検討した上で、周辺への影響が生じるおそれのある場合には、適切に予測・評価を行うとともに、周辺住民に丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- イ 施設供用後の照明等の光による影響について、必要に応じて、予測・評価を行うこと。

(5) 景観

ア 景観については、建築物が平和記念公園から視認できることから、関係機関と協議した上で、適正な位置及び手法において調査、予測及び評価を行うこと。

イ 広島本通商店街としての景観の変化に対して、事業実施予定区域の近接空間から見た景観の変化についても、適正に予測・評価を行うこと。

(6) 廃棄物等

ア 廃棄物については、発生量だけでなく再生利用量や最終処分量についても把握し、適切に予測・評価を行うこと。

イ 掘削により発生する土砂についても予測・評価を行い、適正に処理すること。

(7) 温室効果ガス等

ア 温暖化対策に係る国の方針や本市地球温暖化対策実行計画の内容を踏まえ、熱源計画の内容について精査するとともに、最適な対策を導入する計画とした上で、適切に温室効果ガスの予測・評価を行うこと。

イ 建物等への緑化については、景観やヒートアイランド対策についても考慮した上で、適切に予測・評価を行うこと。